

前回からの主な変更点

ページ	前回からの主な変更点	8月7日 時点計画案 のページ
11～	○障害者手帳所持者数のグラフに数を入れました。 ○千葉県グラフに令和5年度のデータを追加しました。	11～
14	○自立支援医療（精神通院医療）受給者数のデータを追加しました。	14～15
16	○自立支援医療（精神通院医療）受給者数のデータを追加したため、隣接市・千葉県・全国の比較グラフ（人口に対する割合）が4つから6つになりました。	15
19	○年齢別の療育手帳所持者数について、前回の障がい者福祉専門分科会での指摘を受け、「知的障がいには高齢者が非常に少ない」という表現から改めました（割合で見たときには50歳代の割合が最も増加していました）。	18
21、22	○前回の障がい者福祉専門分科会での「発達障がいにより精神障害者保健福祉手帳を取得している方も多いのではないか」という指摘を受け、精神障害者保健福祉手帳所持者について、詳細な内訳を掲載しました。	19～20
25～	○前計画の達成状況について、令和4年度の実績を掲載しました。また、項目ごとの総括を掲載しました。	22～
42～	○「障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見」について、新たにいただいた意見を追記しました。	37～
50～	○障がい児福祉に対する市民の意識を追記しました。	39～40
65	○前回の障がい者福祉専門分科会での指摘を受け、第1節第1項は「子育て支援」から「障がい児支援」に修正しました。	52

ページ	前回からの主な変更点	8月7日 時点計画案 のページ
71 ～74	<p>第2部第2章第2節第1項「就労支援・雇用促進」の中に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就労する障がい者の就職後の支援の充実の必要性について、記述を追記しました。</li> <li>○&lt;その他の事業&gt;の中の「就労支援に関わる研修」については、人材の育成や質の向上に係るものとして、第7節第2項「支援人材の確保と質の向上」の中に「市川市自立支援協議会との協働による研修」として集約しました。</li> <li>○&lt;その他の事業&gt;に「雇用促進事業（障がい者就労支援）」の記載が漏れていたため追記しました。</li> </ul>	58～60
76	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2部第2章第2節第2項「生涯学習・文化・スポーツ」の&lt;その他の事業&gt;に、障がい者スポーツに関わる事業としてスポーツ推進課が実施している「パラスポーツ普及促進事業」を追記しました。</li> </ul>	62
77 ～81	<p>第2部第2章第3節第1項「地域生活の支援」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の障がい者福祉専門分科会での「重度の障がいのある方の数や強度行動障がいのある方の数なども把握して計画に盛り込んでほしい」という指摘を受け、強度行動障がいに関する内容を追記しました。</li> <li>○移動支援や日中一時支援に課題があるという意見を受け、地域生活支援サービス（移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援）に関する内容を追記しました。</li> <li>○内容が多岐に渡るため、「地域生活支援拠点等」、「強度行動障がいのある方への支援」、「地域生活支援サービス（移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援）」、「地域活動支援センター」に分けて整理しました。</li> </ul>	63～66
82 ～83	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援拠点等については、内容が分かりづらく、法改正もあったため、制度の変遷と内容、市川市における取組や課題について、第2部第2章第3節第1項「地域生活の支援」の中に、「地域生活支援拠点等について」の題名で、コラム形式で整理しました。</li> </ul>	66～67
85	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者の高齢化が大きな課題の一つとなっていることを踏まえ、障害者福祉分野と高齢者福祉分野との円滑な連携、障害福祉サービスと介護保険サービスの柔軟な併用を求める意見を受けて、これらの点に</li> </ul>	67～68

ページ	前回からの主な変更点	8月7日 時点計画案 のページ
	<p>ついて、第2部第2章第3節第1項「地域生活の支援」の中に、「介護保険制度の適用関係について」の題名で、コラム形式で整理しました。</p>	
91	<p>第2部第2章第4節第1項「相談」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の障がい者福祉専門分科会での「重層的支援体制整備事業の一部となることを記載してはどうか」との意見を受け、基幹相談支援センターえくるで行う障害者相談支援事業が本市の重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援事業」の一部となった旨を記載しました。</li> <li>○前回の障がい者福祉専門分科会での「精神保健福祉法の改正により市町村の精神保健の幅が広がることになる」というお話を受け、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象にできるようになったこと、相談支援体制構築に向け関係機関との協働・連携や支援の担い手の確保などが求められることを追記しました。</li> </ul>	73
94	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の障がい者福祉専門分科会での、市川市のセルフプラン率についての話題を受け、第2部第2章第4節第1項「相談」の中に、本市のセルフプラン率の現状、課題認識、方向性について、「本市のセルフプラン率について」の題名で、コラム形式で整理しました。</li> </ul>	74～75
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2部第2章第4節第2項「権利擁護」において、自立支援協議会からの、「基幹相談支援センターの規模拡充に伴って成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談ニーズは増加することが見込まれるが、成年後見制度利用支援事業の目標値を伸ばす必要はないか」との意見を受け、ニーズが増加する可能性を考慮し、目標値を見直しました。</li> </ul>	77
110 ～111	<p>第2部第2章第6節第2項「支援人材の確保と質の向上」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材の育成、定着のための研修の実施のほかに、職員任用や業務委託等、様々な手法による人材の確保を検討していく旨を追記しました。</li> <li>○部会の種類によらず、各部会と協働して様々な形で研修を実施していくこととして、重点事業の記載を見直しました。</li> </ul>	87

ページ	前回からの主な変更点	8月7日 時点計画案 のページ
117～	○第3部第2章「成果目標と活動指標」において、成果目標等に数値を入れました。	93～
122	○第3部第2章「成果目標と活動指標」中、「(5) 障がい児支援の提供体制を整備します」の記載を充実させました。	97
134	○障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日以降、都道府県知事による障害福祉サービス事業者の指定に際して市町村長が意見を述べるができるようになることを受け、第3部第3章第2節第3項「居住系サービス」において、「医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けのグループホームが不足」しており、整備を進めていく必要がある旨を追記しました。	109
145	○第3部第3章第4節第4項「成年後見制度利用支援事業」において、成年後見制度利用支援事業の事業内容の記述について、表現に不正確な部分があったため、修正しました。  (家庭裁判所への申立てに要する登記手数料や鑑定費用等については、ご本人に助成するものではなく、市が負担するものであり、市の負担により後見開始の審判の請求等を行った際に家庭裁判所からご本人にその経費を負担させる旨の審判があった場合にご本人に費用を請求するものでした。)	120
160 ～161	○第3部第4章第2節「障害児通所支援等の整備」中、「(2) サービス・事業の実施に関する考え方」や「(4) 見込量を確保するための方策」の記述を見直し・充実させました。	134～135
163～	○「第4部 資料」を作成しました。  第1部から第3部の中で、注釈が必要な単語に「*」印を付し、第4部中の「第5節 用語解説」でできるだけ詳しく解説を載せました。	-

※ このほか、全体を通して所要の修正・加筆等を行いました。

また、これまでいただいた質問や意見について、別紙にまとめました。